

第9回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時：令和2年8月21日（金）14時00分～16時00分

場所：千葉県弁護士会館3階講堂

参加者：協議会委員22名（欠席1名）、オブザーバー2名、事務局職員4名

<配付資料>

- 1 次第
- 2 第9回協議会出席者名簿
- 3 座席表
- 4 資料

資料1 第8回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題

資料2 令和2年度のモデル事業のスケジュールについて

資料3 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

(1) 今年度のモデル事業の取組について

資料1、2により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【後藤委員長】

5月に書面で推進協議会を行い、今年度のスケジュールについて決めたが、再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討と、これまで行ってきたケース会議の継続を基にした新体制の構築に向けた提案という2つについて今年度は行っており、成果物を出すということになる。

また、このような目的、スケジュールと日程案について確認をしたということになるが、1つだけ、11月までに再犯防止推進計画について意見を聴く機会をどこかに設けた方がいいと思う。12月に骨子案ができるまでは、どういう形の計画になるか分からないという理解でよいか。

【事務局】

10月の検証作業部会の中で、県再犯防止推進計画の策定に向けた方針について一度議論いただく予定であり、その議論の中身について、11月に予定している第3回推進協議会で改めて議論いただく予定である。

【後藤委員長】

素案の具合でどこまで、要綱骨子案ぐらいの形になるのか、要綱骨子になるのか。また、どこまで具体的にやるのかということとの兼ね合いでも問題があるが、2年間の議論を踏まえて、計画に反映できるような形にすることになると思うので、皆様におかれては、11月にはそのような形で作業部会の案が出てくるということなので、積極的な議論をお願いしたい。

(2) 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

資料3により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【後藤委員長】

今日は、犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制をどう構築するかという話として、資料3を見ていただくと、この前の検証部会での議論等も踏まえて、一応枠組みをこのような形で設定したので、この枠組みでまずいいのかどうかということを少し議論いただきたい。

先ほど入口支援、出口支援の話もあり、入口支援について、やらない訳ではないけれどもという話であったが、一応出口支援を中心ということになっていく。出口支援が中心となると、既存のシステムとの関係をどうしていくのかというのが一番問題となると思う。事務局の話だと、既存の制度に乗らない人を吸い上げていこうという話だが、具体的な事務局の考えはどうか。

【事務局】

現在の特別調整の枠組みを例にとると、一連の支援体制づくりの中心は、まず司法機関側ではそれぞれの矯正施設、それから保護観察所になろうかと思う。また、支援をする地域側では、県が設置する地域生活定着支援センターになるので、まずはそういったコーディネート機関が必要であろうと考える。また、コーディネート機関が実際にどのような動きをするのかということについて、例えば特別調整と並行しながら、そこからこぼれている方で、実際には支援が必要な方を少しでも私どもが福祉的支援につなげていくことができるような仕組みを、法務省からの委託事業の成果物として千葉県で実際に取り組んだものをベースにしながら、こういった仕組みができ上がれば、こういう支援につながることを国に提案をすることが目的と考えている。

【後藤委員長】

それを国が受け取って、今まで足りなかったところはこういうことだからという、国の施策づくりに役立つというイメージでよろしいか。

【事務局】

はい。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

資料3の体制構築に必要な要素の3本はよいが、形だけ作ればいい訳ではない。矯正施設側の方も、僕たち矯正施設の外で働いている人たちもお互いに、2年前には中でどんなことが行われているのか、外に何があるのかよくわからなかった。2年間やってきて少しずつ、特に、千葉刑務所は労役場の関係でやりとりすることが多くて、とても対応がスムーズになってきた感はあり、やはり仕組みを作るときに、研修というかOJTというか、どうやってスキルを上げていくかということと、こういう場があって行っていることを皆で確認し合える場があることはとても意義深かったと思うので、どこかにそういうことを入れ込むとよい。

【後藤委員長】

確かに何を提案するかというときに、実際に中核でやっていたケースのやり方だけではなくて、このように皆でいろんな話し合いをしたりということも併せて提案したい。例えば定着とか中核は基本的に人が変わらないところだが、県とか市や矯正側も、行政機関としてはあるけれども人がどんどん変わっていく中で、この仕組み自体の継続性みたいなものは1つのモデルとして提案していくことはとても大事だと思う。

それとの関係で、今までの中で、はっきり言って全部特別調整にしまえばいいような気はする。私の感覚としては、まず適切に生活環境の調整を行っていく、ないしは漏れがないように特別調整に全部入れ込んでいくことができれば、漏れる人がいないのかと思う。漏れる人がいるので、漏れる人に対応した方がいいのか、それとも漏れないように、例えば刑務所でも、特別調整はすばらしいからこれをやろうというふうに言っていくような、そちらを強化した方がいいのか、そこら辺についてはいかがか。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

やはりどうしても、特別調整の仕組みがあっても漏れる人がいるというのはすごく感じている。本人が福祉の支援を拒否するというか、受け取らない場合はなかなか難しい。また、やはり障害者や高齢者に該当しなくても何らかのお手伝いが必要な人というのは必ずいて、そういう人たちは社会に出てきたときに、1人では生活を立て直せないの、そういう人たちを今一番に当てるのができたらすごくいいと思う。

あと、帰る場所はある、身元引受人はいる。だが、帰った家が多問題家族であったり、ほかの障害者がいたりとか様々な問題を抱えている場合は、私たちのところに一般調整という形で来る。

ただ、はっきり言って一般調整はすごくやりにくくて、特別調整だとすごく濃い資料をいただけるが、一般調整だとほとんど資料を受け取れない。また、他県の刑務所に収容されている場合は、特別調整だと他県の定着センターの協力を得られて、向こうの支援者と一緒にできるけれども、一般調整だとこっちだけでやらなければいけない大変さがあるので、できれば特調にしてほしいとい

う人たちも結構いる。これを中核センターがやると、資料はあまり来ないだろうから、矯正側が特別調整と同じ位のボリュームとはいかないまでも、ある程度の資料を提供していただかないと、入所中はいろんなコーディネートもやりにくいので、その辺をもうちょっと法務省の側でも考えてもらえないかと思う。

あと、この協議会に児童相談所が入っていない。私がこの仕事を10年間やってきて、児相との関わりがすごく重要だけれども、なかなか児相に動いてもらえないという経験をたくさんしている。相談支援体制の対象者とあるが、「矯正施設に入所・入院している者であること」、入院というのは少年院に入院なのだが、それであればやはり児相が関与しないと、本当にいろんなことが動いていかない。やはり児童相談所にもこういう現実を知ってもらって、一緒に参画してもらわないと困るというのはすごく感じている。

【後藤委員長】

児相の問題については、ぜひ次回からは、オブザーバーでもいいので、県の児相とできれば市の児相の方へお誘いいただき、オブザーバーとして来ていただければと思う。

今指摘があったように、特別調整があるので、困っているのは高齢者、障害者だけではなくて、実は高齢でもない、障害を持っていない特別調整に乗らない人、つまり目立たない人たち。あとは満期の人。ただ、定着でも大変な人たちを中核で見るととても大変になって、その一つの大変な状況の中に1つ情報の問題があると思う。

では、矯正関係は、例えば特別調整という国の枠組みではない中で、モデル事業なのでこういうことをやってくださいというふうにお願いして、可能性として矯正施設側から見てどれだけ情報が出せるか。これは保護観察所も同じかなと思うけれども、どうか。モデル事業として、例えば満期のときでも同じような厚い情報を出すというような仕組みを提案しても、そんなことはできないと言われるのかどうかの感触だけでも結構だが。

【(オブザーバー) 東京矯正管区】

今のは本人の同意がない場合の話か。

【岸委員 (地域生活定着支援センター)】

私たちのときは、本人の同意はあって、帰る場所があるからということで一般調整で来たときにいただける資料が本当に少ない。あと、もし知りたければ本人に会いに来て、本人から聞いてくれと言われるが、特調と一般調整の情報の差というのが結構ある。同じような情報はもらえない。

【(随行者) 千葉刑務所】

私の知識、記憶が確かであれば、一般調整は特別調整に準じるということで、保護観察所を通しての情報提供であったかと思うが。

【辻委員 (千葉保護観察所)】

一般調整も特別調整も矯正施設に入所中から開始するので、矯正施設の社会福祉士と地域定着と保護観察所の担当官とで協議をして行われており、特別調整については既存の資料をそのまま使っても本人同意が得られているからそれは可能だと。ただし、一般調整については、本人の同意が得られていても制度として活用できるものではないから、改めて職員が作り直している。

よって、一般に作られている資料をそのままコピーして送っているものよりも、苦労して本当に必要な情報だけ抽出して作っている。それが情報としては足りないと思われるが、そのまま送ってはいけないと言われているので、本人から一つ一つ了解を取りながら、福祉的な契約の元で本人が了解をして、この情報は出してもいいと言ったものに特定をされた情報を抽出して、改めて観察官とか担当官が、矯正の資料や鑑別所の資料を参考に苦労して出している。ただ、ボリュームは少ない。そんな実態がある。

【岸委員 (地域生活定着支援センター)】

申し訳ないが、苦労した資料という感じはしない。何かぺらぺらというのが来るので、特別調整との差がちょっとすご過ぎるというか、多分千葉刑務所とかはそういうケースが少ないと思う。長

期刑だし、一般調整でそんなにたくさん上げているというのではないと思う。

【後藤委員長】

ここですぐ解決できないけれども、特別調整みたいな制度としてやらないと情報が全然来ないということになると思う。実際生活環境の調整のときに、私も保護司をやっているので分かるけれども、必要な情報はやはり私の感覚としても来ない。つまり、刑務所の中でどういう生活をしているのかを知りたいのに、そういう情報は基本的に、少なくとも最近の事例で私が関係したものだとならないので、もうちょっとリアルな、刑務所で例えば今いろいろなプログラムをやっているのだから、プログラムがどういうふうになっているかというのが分かるかというのを感じたりもするが、そういうことで何か感じていることがあれば。

【清宮委員（千葉県保護司会連合会）】

満期で出る方というのは、結局我々保護司のところには来ないので、満期で出るというのは、一般調整をもらっていてもそれは普通人だから、もう皆さんと同じところ。我々は特別調整のものをいただいて保護観察関係を担当するけれども、それにはかなりの情報が入っている。

【後藤委員長】

情報の問題というのが1つある、ということは今の議論では分かったと思うが、ほかに何か体制について今の時点で指摘することがあれば。

【浅井委員（千葉市保健福祉局地域福祉課）】

特別調整もある程度議論するといった説明があったが、まず、法務省というか国として、再犯率を下げようと声高らかに言っていて、各市町村においても再犯防止計画を作りなさいという形で来ているが、自治体もやるべきことはもちろんやる必要はある一方、国は国で、例えば特別調整という枠をもう少し拡充しますとか、国と地方自治体について役割分担、逆にこういったものは既存のものを拡充してやっていきますとかがほしい。

それでも制度に漏れる人もいて、漏れた人をどう救うかというのが今回の県のモデルであろうと思うので、国はこういうことをここまではやりますよ、あと、例えば住民票は、矯正施設にいるときでも作れるので、入所中に戸籍を作って、出たときはすぐ支援できるような体制を作ること、例えば市町村はそういうところまではやる。その方が例えば千葉市に帰りたいとなっているので、千葉市はそこから先は責任を持ってやってくださいよというようなつなぎ、国はここまではやりますので、市はそういう受け皿を作る。そういう国と自治体との役割分担をぜひ、国に対しての提言に盛り込んでいただきたい。

さっき1番の体制構築に必要な要素のイのところ、入所中に刑務所に出向いて福祉的アプローチをしようと言っていたが、ここで刑務所に出向くのは誰なのか。説明では、県から中核センターということなので、中核センターの方が行くような話もあったが、千葉市は中核センターがないので、例えば千葉市が、網走刑務所まで出向いて行って、千葉市に帰りたいと言っている方の福祉的支援を相談するというのはすごく現実的ではない。その辺もさっきの国と地方自治体の役割分担という中で、国はここまではやるけれども、千葉市に帰ると決まった方については、千葉市に着いてからはちゃんとフォローしてくださいといったことをぜひ盛り込んでいただきたい。

あと財源的な話。もし千葉市がいろんなところの刑務所に行って調整するのであれば、そういう財源的なチェンジは当然必要になってくるのかと思うので、その辺も配慮いただきたい。

【後藤委員長】

これはモデル事業なので、ここでいろいろ分かってきた課題について、国でもここまではこうすべきということも含めて国へ提案し、あと地方公共団体はこういうことをする必要はあるみたいな提案はできればいいと思う。確かに住民票の話は前から指摘があって、戸籍とか住民票の話はとても重要なことだと思うので、そこら辺についても検討していきたい。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

僕も定着というか、特別調整でやれるのだったらそれでいいのではないかと考えていて、モデル

事業でこういうことをやったら、特別調整に乗らなかった人がこんなふうにいるから特別調整の枠を広げてほしいみたいな論調は一つあっていいのではないかと思う。

あと、誰が行くかということについての意見はあるが、副田さんもどこの刑務所までも行っているみたいな話は聞いている。最初のアセスメントに誰が行くかというのは、場合によっては定着みたいなのが一括で行ってもいいと思うが、入っている方との関係を作っていくことは大事なことで、網走でも何でも1回行ったほうがいいという気がする。今回、千葉市帰住の方がいて、千葉市の相談機関の人が府中まで一緒に行ってくれたこともある。1回会っておくと、あとは手紙とかで関係を作ることのできるのも、そういうことも大事かと思う。

【副田委員（自立準備ホーム）】

現場は実に大変で、最近では刑務所の人から手紙が来たり、受けてくださいといきなり来たり、そこで観察、調整したりとかいろんなことをやっているが、中には、満期出所で直接来る人がいる。調整がどこでどういうふうに行われているか私は全然分からないが、人間がどこかで判断することだから、漏れは起こるという前提でやらなければいけないと思う。

ただ一方で、私は現場で支援していて、先ほど対象を出所者に限るということがあって、それはまずいのではないかと考えている。実は刑務所から来る人の再犯率はうちは低い。もうほとんどない。ただ、起訴猶予の人がうちでいうと再犯者が一番多いという現実があって、再犯防止ということはそこから考えないと、出所者だけでは駄目なのではと個人的に言いたい。前回は意見したが、千葉県は弁護士会が社会復帰支援制度を作っている。弁護士が、この人は起訴猶予になるのか、執行猶予になるのか実刑なのかはまだ分からない段階で、例えばうちにつないで来られる。会いに来てほしい、何とか起訴猶予の場合も執行猶予の場合も受けてください、という話になる。そこで出会いが起こってくる。

私は接見で拘置所に行ったりするが、関係性を作っていくということは、早ければ早いほどいいと思う。それは特別調整の人も同様で、もっと早く調整してほしい。この間、渋沢さんから相談があったけれども、あまりにも遅過ぎる。だからあらゆる機会、弁護士会とも連携しながらとか、検察庁からも時々、再犯防止室からお願いするとかと言われていたり、もちろん観察所からも来る訳だが、あらゆるところで関係を深めていくことをどこかで考えていく手法があるのではないか。

私は刑務所も行くが、一応観察所には日帰りができる場所とお願いしている。大体茨城、あるいは静岡とか、その辺は行くようにしている。やはり会うということはとても重要だと思うので、網走でもぜひ。相手にとっても安心ができ、こちらの支援についてもお話ができる。相手も聞いて、それならばお願いしたいという気持ちにもなる。会いもしないでなかなか決断も相手側もできないと思う。

【後藤委員長】

同じような議論はこの前に行われた検討会でもあって、どの段階で始めるかということでは早ければ早いほうがいいし、起訴猶予になった人たちのほうが再犯率が高いというのは、ある意味当然だと思う。だから、どこまでというか、私がなぜこうやって議論を今オープンにしているかという、やはり何をこの会議の中で成果物として国に提案するかということにかかっていると思う。

こういう支援体制を作りましょう、といったときには既存の体制があるわけで、1つの既存の仕組みに乗らない人たち、例えば満期の人だったり、居場所がある人だったり、そういう人たちでもちゃんと支援が必要だということを多くの機関が認識することと、今回の仕組みの提案としては入所者とか入院者になるけれども、できる限り早い段階から何らかの仕組みを作ることがこのモデル事業の中で確認されたということも言ってもいいと思う。

そうでないと、この2年間議論してきて、中核ですごくいろいろやってきたことのほんの一部だけが提言として出ていくことになるのを若干私も恐れるので、せっかく豊富な議論をいろいろ出していただいて、千葉市もだんだんと自分のこととして考えるようになった効果はとても大きいので、そういうことを踏まえたモデル事業としての成果ということ言えばいいと思う。

その中で私たちがどういうことを考えればいいのかというときに1つ今日出てきたのは、特別調整ではない人たちで、居場所があるけれども問題を抱えた人たちを何とか対象にできるかということ。あと満期の人。ただ、こういう人たちというのは国でも困っている訳で、国でも調整できないものを、地方公共団体やNPOが調整しろというのは、私は無理な話ではないかなと思う。

【後藤委員長】

今後としては、いろいろ指摘があった検討・確認事項というのは、今後各関係機関から意見を頂戴していきたい。項目と体制案と検討・確認事項というのをを出していただいているので、それについて関係機関から指摘を別途いただくという形にしましょうか、どうでしょう。

【事務局】

この内容につきましてはお持ち帰りいただいて、改めて事務局から意見照会とか、あるいは質問事項についての御回答を頂戴できるような形で文書を出したいと思っている。

【後藤委員長】

今は明らかに出口の話だけであるが、指摘があった弁護士会で、千葉県弁護士会のモデルだったり、あと検察庁のモデルだったり、これについては最初の段階でも説明をいただいたかと理解をしているけれども、このスクリーニングとか本人同意とかについても参考になるようなことがあったら、意見をお寄せいただくといいのかなと思う。

ただ、先ほど申し上げたように、こういう場が必要だということもどこかにきちんと入れ込んでいただければと思う。

【(オブザーバー) 東京矯正管区】

先ほどのスクリーニングの横長の資料の補足をさせていただきたい。

項目1の特別調整との区分について、検討・確認結果で2つの意見というか実情を紹介しているが、これは千葉刑についての運用を書いたものであり、当管内の全庁の運用について記載したものではない。前回の検証部会で、労役場留置者に関しては全部福祉専門官が面接をしているという話をしたが、それ以外の人についてどうかという話もあったので、これは千葉刑のことについての運用を書いている。千葉刑以外の例えば府中刑務所等であれば、出所の10か月程度前から、65歳を超えて障害がありそうな人を対象にスクリーニングをかけて、特別調整のふるいをかけているという実情もある。

あと2点目が、項目2の調整者の検討・確認事項の「全ての矯正施設に心理調査専門官、及び福祉専門官が配置されているか」という質問について、福祉専門官というのは正規の職員であり、社会福祉士の資格を持つ方とか、精神保健福祉士の資格を持つ非常勤職員の方もいるので、そういった方々の全てを含めると、東京矯正管内の刑事施設では市原刑と横須賀刑務支所以外は全部配置されているという意味で、必ずしも市原刑と横須賀刑務支所以外に福祉専門官という方がいる訳ではない。常勤非常勤を問わず福祉の専門職が配置されているのが市原刑と横須賀刑務支所以外という意味である。

【後藤委員長】

今日の議論で、今年度のモデル事業の大体の方向性はある程度確認できたかなと思う。ありがとうございました。